

令和5年第11回
土岐市教育委員会定例会会議録

土 岐 市 教 育 委 員 会

令和5年第11回土岐市教育委員会定例会会議録

議 事 日 程

令和5年11月17日（金曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 令和5年第10回土岐市教育委員会定例会会議録の承認
- 日程第3 議第19号 土岐市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例について
- 日程第4 報第10号 土岐市会計年度任用職員の任用について
- 日程第5 教育長報告

本日の出席者

教	育	長	山	田	恭	正	君
委		員	酒	井	真	吾	君
委		員	大	橋		廣	君
委		員	大	野	良	子	君

欠席の委員

委	員	加	藤	幸	代	君
---	---	---	---	---	---	---

説明のため出席した者

事務局長	太	田	弘	君		
教育次長	河	合	広	映	君	
教育総務課長	加	藤	貴	史	君	
生涯学習課長	安	藤	算	倫	君	
文化スポーツ課長	神	戸	牧	子	君	
給食センター所長	林		孝	子	君	
図書館長	仙	石	純	也	君	
子育て支援課	辻	野	ま	ど	か	君

- | | |
|---------------|----|
| ・会議の傍聴人 | なし |
| ・会議に遅参した者 | なし |
| ・会議の公開、非公開の状況 | 公開 |
| ・教育長報告 | あり |

場所 市役所 大会議室 2 A

会議録作成者

教育総務課長	加	藤	貴	史	君
--------	---	---	---	---	---

開会 午後3時00分

山田教育長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定によりわたくしから、大野良子委員を指名いたします。

次に、日程第2 令和5年第10回土岐市教育委員会定例会会議録の内容について承認を求めます。

会議録の内容については、ご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

異議なしと認めます。

次に、日程第3 議第19号 土岐市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

加藤教育総務課長

〈説明〉

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

大橋委員

今まで教育委員会でやってきた事を市の方に移管するという考えと思いますが、これは、市が独自で機構改革をするわけなのか、県などとの関連があつての改革なのでしょう。

教育総務課長

土岐市独自となります。

大橋委員

今まで教育委員会がやってきたことを、市長というか市の方に移すということで、教育委員会としては楽になるわけですか。

太田事務局長

議案として提案する担当部署も少なくなりますし、教育委員さん方へ出席していただく行事など少なくなってきました。

大橋委員

スポーツに関することや文化に関することなどここで審議するのが非常に少なくなり、教育委員会の仕事が縮小されてしまうと思うのですが、今まで文化財活用拠点施設のことやスポーツに関することなどやってきたがここでは審議をしなくなるということですか。

か。

事務局長

市長に移管となりますので、最終決裁権者は市長となるため教育委員会で議案を出し意見をいただくことは無くなってきます。

目的としては学校教育に特化し専門的にしようとするものとなります。

教育長

教育委員会受け持ちの範疇は激減します。学校教育に特化していく話の中で、市長部局、市長の考えとしては、学校関係のものが非常に煩雑になり、業務量も多くなり、内容も難しくなっているという現実があるので、教育委員会はそこに特化して集中審議し、教育委員さん方にも、そこを助けていただけるような仕組みの方がいいだろうという考え方があるのと、国の流れの中で子ども家庭庁などの分野の扱いが変わってきたということで、教育委員会のいろんな分野を整理しましょうということ。もう一つは、県の教育委員会の仕組みが、学校教育に特化していますので、その流れの中からは市町村教育委員会の教育委員会事務局のあり方も、ほとんどの市町が学校教育に特化していく流れになっていますので、近々の流れや時代の流れに応じながら、土岐市もそういう形で進めていったらどうかということで提案されてきたものとして私ども受け止めているところです。

ただ、協議していただく内容や問題の処理や扱っていく内容というのは、特化されることにより細部までしっかりと見ていただくような教育行政をやっていかないといけないですし、もっと細かいところでいろいろ審議いただくという意味で言えば、やっていくことは結構多くなっていくのではないかと思っていますところ。

大橋委員

例えば、不登校やいじめ問題というのはいろいろな対策をしても減らずに増えている状況となっていて、県や市がそれに対して検討してきてやってきても、増えていくということは、今までの状況では駄目で、違うことを考えていかなければいけないことだと思います。

教育長

今までの範疇は広がったものですから、ここで協議いただくことはやはりある程度絞ってやっていましたが、来年からは、不登校のことについても協議していただく時間を取ったり、支援センターを

支えてもらうような協議をしていただいたりなど、他にも課題が多くありますので、そこへ入り込んだような協議をしていただくことが増え、かなり内容が変わってくるのではと思っています。

大野委員

放課後教室はどちらへ移管されるのですか。

教育総務課長

子育て支援課に移ります。

大野委員

スポーツに関することや成人を祝う会などの行事の出席はどのようになるのでしょうか。

事務局長

教育と絡むイベントは来賓として来ていただくこともあると思いますが、数的には減って来ると思います。

酒井委員

なかなか土日などの行事には行けないこともありますし、また、例えばPTAの話をするにしてもそこまで掘り下げて話をするともなかったと思いますが、学校のことの特化するとなると保護者の立場として話しやすくなると思いますので、学校関連に特化するという事は良いことと思います。

教育長

教育委員会の定例会のあり方や、教育委員さんのあり方など、来年からどの様にやっていくかという事を皆さんで相談していきましょう。例えば、学校の校長先生に学校報告をしてもらうとかを以前やったことがありますが、いろんな組織の方々と懇談や協議するような場があつていいと思います。また、行事などは教育委員さんには主催者側として来ていただいていたところですが、次からは、来賓として来てもらえるかということになると思いますが、担当部局の考え方にもよりますので調整があるものと思います。

それでは、今回の市長の意見聴取については、総論としてはよろしいでしょうか。

教育長

ほかに、質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

それでは、議第19号 土岐市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例について、異議なしということで、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

委員一同

異議なし

教育長

ご異議がないようですので、議第19号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

教育長

次に、日程第4 報第10号 土岐市会計年度任用職員の任用についてを議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

加藤教育総務課長

〈説明〉

教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

それでは、報第10号 土岐市会計年度任用職員の任用について、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

教育長

次に、日程第5 教育長報告をいたします。

初めに10月31日の東濃西部の研修会ありがとうございました。それぞれ話し合ってくださいでしたが、隣の市でもやり方が随分違っていることもわかりました。先ほど話したように、これからの教育委員会がどうあるべきかということをお委員さん方と一緒に作っていただけたいなと思いますので、いろんな意見出していただいて、やりやすく、学校や子供たちに還元できるような委員会にしていただければいいかなと思いますので、ご協力をお願いいたします。なお、多治見や瑞浪でのやり方で、何か気になることがあれば事務局にて確認しますので申してください。

次に、11月2日は下石小の訪問に来ていただきありがとうございました。下石小も非常に落ち着いてきたと思っています。小学校については全体的にいい状態となっていて、それに伴って中学校も落ち着き感としては一番いい時だと思っています。油断しようにやっていたいかなければいけないなと思っています。

次に、10月8、9日は肥田小中学校の発表会もありがとうございました。連携のあり方ということですが、小中学校が別々に建っているものを繋ぐということはなかなか難しい部分があるのです

が、今後の少子化の問題も踏まえながら、より小中を接続させて9
ヵ年の教育の確立をしていかなければならないことは、使命だと思
いますので、これもご意見をいただけるとありがたいです。

私の方の報告は以上でございます。

それではこれで、本日の日程全部を終了しました。

これをもって、令和5年第11回土岐市教育委員会定例会を閉会
します。

閉 会 午後3時37分